

電力先物取引における立会外取引の特例運用の見直しについて

2021.1.25

下記商品につきまして、当面の間、立会外実施細則第2条第1項で定める申出価格の範囲を超えた申出価格について受け付けることを2020年1月14日にお知らせしましたが、足元の電力スポット価格の急激な変動を踏まえ2021年1月26日以降の申出価格の範囲を変更します。

なお、本運用による約定結果は、当社ウェブサイトの相場表等には反映されず、別途「マーケットニュース」において公表することとしますので、ご注意ください。

記

1. 対象商品および対象限月

(1) 対象商品

下記の電力4商品

東エリア・ベースロード
東エリア・日中ロード
西エリア・ベースロード
西エリア・日中ロード

(2) 対象限月及び特例申出価格の範囲

限月	特例申出価格 (P) の範囲
2021年1月限	$0.01円 \leq P < [X - (Y \times 32\%)]$
2021年2月限	または $[X + (Y \times 32\%)] < P < 211円$
2021年3月限	$0.01円 \leq P < [X - (Y \times 32\%)]$

または

$$[X+(Y\times 32\%)] < P < [X+(Y\times 90\%)]$$

X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新前限月にあつては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

Y：直前計算区域の帳入値段（新前限月にあつては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

P：特例価格

※複数限月を組み合わせた立会外取引については別途ご相談ください。

2. 変更時期

2021年1月26日の日中立会から実施します。

以上